

年 月 日

## 飼育、培養による同定同意書

植物防疫官 殿

月 日 港入港 丸（便）積下記の植物は、  
輸入検査の結果、直ちに同定ができない有害動植物が発見された旨の通知を受けました。

つきましては、下記の条件の下で、飼育、培養による同定を行うことにつき同意いたします。

### 記

1 品 名

2 輸入検査

3 条 件

- (1) 飼育、培養の過程で当該有害動植物が死滅し、同定が不可能となった場合には、これを検疫有害動植物として取り扱うこと。
- (2) 輸入者又は管理者は、その責任の下に、同定の結果が出るまでの間、植物防疫官の指示に従い、有害動植物の分散防止処置等を行うこと。
- (3) 輸入者又は管理者は、同定の結果が出るまでの間、当該有害動植物が発見された植物の保管料等の費用及び植物の品質低下等に関する損害について負担すること。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。